

# 山梨県公報

第百六十三号

令和三年

二月一日

月 曜 日

## 目次

- 山梨県附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関の設置……………二七
- 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定による知事が定める数……………二七
- 土砂災害警戒区域の指定……………二八
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………三三
- 令和三年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………三三

## 告示

### 山梨県告示第二十二号

山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)第二条第三項の規定により、附属機関を設置することとしたので、同条第四項により次のとおり告示する。

令和三年二月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

附属機関	担任事務	委員の定数	委員の要件	委員の任期	所管課
住民訴訟に係る検証委員会	甲府地方裁判所平成二十九年(行ウ)第六号損害賠償請求義務付け請求(住民訴訟)事件において対象とされている県有林の	三人	弁護士	令和三年二月一日から令和四年一月三十日まで	総務部行政経営管理課

貸付業務に係る手続の適正性の検証等に関する事務

### 山梨県告示第二十三号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。)第九条第三項、第五項、第八項及び第九項、第十条第三項、第六項及び第七項並びに第十一条第三項、第六項及び第七項の規定による知事が定める数(令和三年三月三十一日限り、廃止する。)

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 政令第九条第三項の規定により医療費指数反映係数として知事が定める数 ○・九
- 二 政令第九条第五項の規定により一般納付金所得係数として知事が定める数 一・〇二三五八八〇一一〇四三八
- 三 政令第九条第八項の規定により一般納付金基礎額調整係数として知事が定める数 一・〇三六〇四三八一一三二七
- 四 政令第九条第九項の規定により一般納付金被保険者均等割指数として知事が定める数 ○・七
- 五 政令第十条第三項の規定により後期高齢者支援金等納付金所得係数として知事が定める数 一・〇二六九二一〇五一八〇五七
- 六 政令第十条第六項の規定により後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数として知事が定める数 ○・九九九九九九九七一六八〇
- 七 政令第十条第七項の規定により後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数として知事が定める数 ○・七
- 八 政令第十一条第三項の規定により介護納付金納付金所得係数として知事が定める数 一・〇五九二九七二八七五二〇
- 九 政令第十一条第六項の規定により介護納付金納付金基礎額調整係数として知事が定める数 ○・九九九九九九九三三〇二六
- 十 政令第十一条第七項の規定により介護納付金納付金被保険者均等割指数として知事

が定める数 ○・七

山梨県告示第二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和三年二月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 中北建設事務所管内

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示	指定事項	指定告示
甲府市	東山	地すべり	次の図のとおり	新規	
同	小平沢	同	同	同	
南アルプス市	福小路	同	同	同	

「次の図」は省略し、その関係図書を山梨県県土整備部砂防課及び中北建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

二 峡東建設事務所管内

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示	指定事項	指定告示
山梨市	小グシ	地すべり	次の図のとおり	新規	
同	鳥谷原	同	同	同	

「次の図」は省略し、その関係図書を山梨県県土整備部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

三 峡南建設事務所管内

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示	指定事項	指定告示
市川三郷町	別所	地すべり	次の図のとおり	新規	
同	見通	同	同	同	
同	梅平	同	同	同	
同	横道	同	同	同	
同	栃久保	同	同	同	
同	丸尾根	同	同	同	
同	堂	同	同	同	
同	南向	同	同	同	
同	北後林	同	同	同	
同	南後林	同	同	同	
同	梅ヶ入	同	同	同	
同	西條林	同	同	同	
同	割石	同	同	同	
同	上之山	同	同	同	

同	同	同	同	同	同	同	身延町	同	同	同	同	同	同	同	同	同
波高島1	車田3	車田2	車田1	切房木3	切房木2	切房木1	大石	風早	深山口	梅田	黒沢狩	山田前13	山田前12	山田前11	東之前	鳥屋
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
清水	入澤2	入澤1	芦田	樋口212	樋口211	樋口113	樋口112	樋口111	古長谷4	古長谷3	古長谷2	古長谷1	老ノ窪2	老ノ窪1	波高島3	波高島2
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
打越	栗林2	栗林1	町屋2	町屋1	袋沢5	袋沢4	袋沢3	袋沢2	袋沢1	2 大川向・北城房	1 大川向・北城房	田ノ上・丸畑4	田ノ上・丸畑3	田ノ上・丸畑2	田ノ上・丸畑1
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
伊沼1	大明神原3	大明神原2	大明神原1	根岸	大子山5	大子山4	大子山3	大子山2	大子山1	日影2	日影1	日向2	日向1	越道2	越道1	塩枯
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	富士川町	同	同	同	同	同
下高下	丸山	田之頭	矢川	八町山の4	八町山の3	八町山の2	八町山の1	向村	久保平	南平	楮畠	伊沼6	伊沼5	伊沼4	伊沼3	伊沼2
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	身延町	市町村名	同	同	同	同	同	同	同	同	同
谷津1	殿前3	殿前2	殿前1	杉山3	杉山2	杉山1	土砂災害警戒区 域の名称	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	地すべり	自然現象 の種類	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	次 の 図 の と お り	区域の表示	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	新規	指定 事項	同	同	同	同	同	同	同	同	同
							指定告示									

四 峡南建設事務所身延支所管内  
 「次の図」は省略し、その関係図書を山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	南部町	同	同	同	同
池之山ー2	池之山ー1	上り谷戸ー1	豊ヶ峯ー2	豊ヶ峯ー1	馬込ー8	馬込ー7	馬込ー6	馬込ー5	馬込ー4	馬込ー3	馬込ー2	馬込ー1	馬込ー1	中沢ー1	丸山ー1	谷津ー3	谷津ー2
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	上野原市	市町村名	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
登下ー2	登下ー1	土砂災害警戒区域の名称	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	地すべり	自然現象の種類	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	次図のとおり	区域の表示	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	新規	指定事項	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
		指定告示															

五 「次の図」は省略し、その関係図書を山梨県土整備部砂防課及び峡南建設事務所身延支所に備え置いて縦覧に供する。  
 富士・東部建設事務所管内

同	夏地	同	同	同
---	----	---	---	---

「次の図」は省略し、その関係図書を山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

**山梨県告示第二十五号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年二月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和三年一月二十五日
- 二 指定道路の位置 笛吹市石和町今井字参宮地二百四十四番一
- 三 指定道路の幅員 最大四・〇メートル 最小四・〇メートル
- 四 指定道路の延長 三十四・七八メートル

**公 告**

● 令和三年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度  
 森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、令和三年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

令和三年二月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、六二七・四八ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一七九・一三ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一七八・四〇ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一一〇・七四ヘクタール

笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鰍沢地区水源かん養保安林	一、七六九・七二ヘクタール
鰍沢地区土砂流出防備保安林	一五四・五六ヘクタール
鰍沢地区干害防備保安林	八・九〇ヘクタール
鰍沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
韭崎地区水源かん養保安林	一、〇九七・八〇ヘクタール
韭崎地区土砂流出防備保安林	五六〇・九八ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	七二四・二一ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	一八・一〇ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一〇五・一四ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一五四・八一ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一二〇・三〇ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一七二・四八ヘクタール

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番